

議 案 等 資 料 （補正予算資料）

令和 2 年 第 1 回 臨時会
議案第 30 号
令和 元 年度 一般 会計
補正予算 第 12 号

課かい名 保育課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 6.7 ページ

	款	項	目	事業 1	事業 2
科 目	3	2	2	4	2

事業名 民間保育所等運営支援事業

補正額 6,436 千円

歳入 予算説明書 4.5 ページ

	款	項	目	節	細節
科 目	15	2	2	3	6

細節名 保育対策総合支援事業費補助金

補正額 7,425 千円

歳入歳出予算以外 繰越明許費
予算書 4 ページ

補正の理由

国庫補助事業として、新型コロナウイルス感染症対策に要する物品等の補助事業を実施するもの。

説明

民間保育所等13箇所に対して、1園当たり50万円弱を補助するもの。補助対象は新型コロナウイルス感染症対策に有効な、マスク、消毒液その他必要と認められるもの。
※令和2年度の執行が認められているため、繰越明許費として設定。

児童福祉施設等における子ども用マスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

【事業内容】

児童福祉施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、自治体が児童福祉施設等へ配布する子ども用マスクの卸・販社からの一括購入等や施設の消毒に必要となる経費等を補助する。また、感染が疑われる者を分離する必要がある児童福祉施設等において、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等について補助する。

【対象施設・事業】

- (1)放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- (2)保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設
- (3)児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童相談所一時保護所 等
- (4)子どもの生活・学習支援事業

【実施主体】(1)市区町村、(2)都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者、(3)都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市区町村、(4)都道府県、市区町村

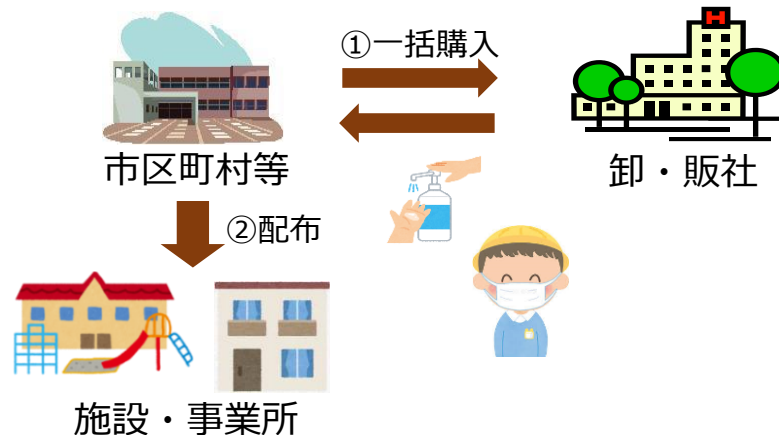
【補助基準額】(1)(2)(4)500千円、(3)8,000千円（注1・2）

【補助割合】国：10／10（注2）

（注1）個室化の改修費を含む。

（注2）改修規模が大きいものは次世代育成支援対策施設整備交付金により支援（補助率：定額（国1/2相当）、補助基準額：上限なし）。

■事業所等への子ども用マスクや消毒液等の配布



■感染防止用の備品等購入



議 案 等 資 料 （補正予算資料）

令和2年第1回臨時会

議案第30号

令和元年度一般会計

補正予算第12号

課かい名 保育課

歳入歳出予算

歳出	予算説明書	6.7	ページ		
		款	項	目	事業1 事業2
	科 目	3	2	2	11 1
	事業名	児童育成事務費			
	補正額	989	千円		
歳入	予算説明書	4.5	ページ		
		款	項	目	節 細節
	科 目	15	2	2	3 6
	細節名	保育対策総合支援事業費補助金			
	補正額	7,425	千円		

歳入歳出予算以外

繰越明許費

予算書

4 ページ

補正の理由

国庫補助事業として、新型コロナウイルス感染症対策に要する物品を購入するもの。

説明

公立保育園2園を対象として、1園当たり50万円弱を執行するもの。対象は新型コロナウイルス感染症対策に有効な、マスク、消毒液その他必要と認められるもの。
※令和2年度の執行が認められているため、繰越明許費として設定。

児童福祉施設等における子ども用マスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

【事業内容】

児童福祉施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、自治体が児童福祉施設等へ配布する子ども用マスクの卸・販社からの一括購入等や施設の消毒に必要となる経費等を補助する。また、感染が疑われる者を分離する必要がある児童福祉施設等において、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等について補助する。

【対象施設・事業】

- (1)放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- (2)保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設
- (3)児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童相談所一時保護所 等
- (4)子どもの生活・学習支援事業

【実施主体】(1)市区町村、(2)都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者、(3)都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市区町村、(4)都道府県、市区町村

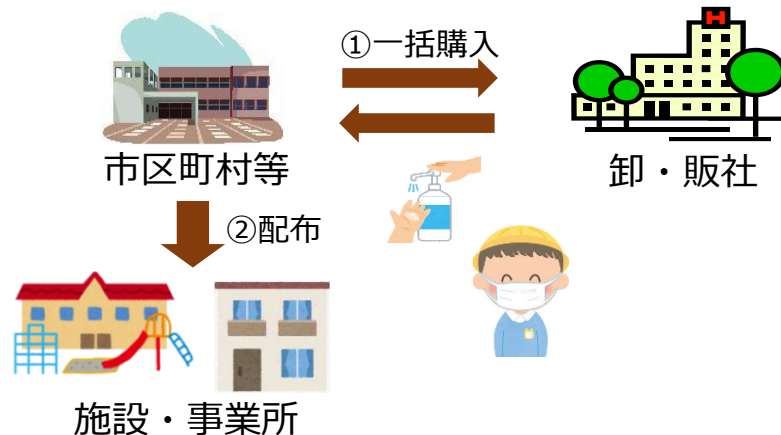
【補助基準額】(1)(2)(4)500千円、(3)8,000千円（注1・2）

【補助割合】国：10／10（注2）

（注1）個室化の改修費を含む。

（注2）改修規模が大きいものは次世代育成支援対策施設整備交付金により支援（補助率：定額（国1/2相当）、補助基準額：上限なし）。

■事業所等への子ども用マスクや消毒液等の配布



■感染防止用の備品等購入

